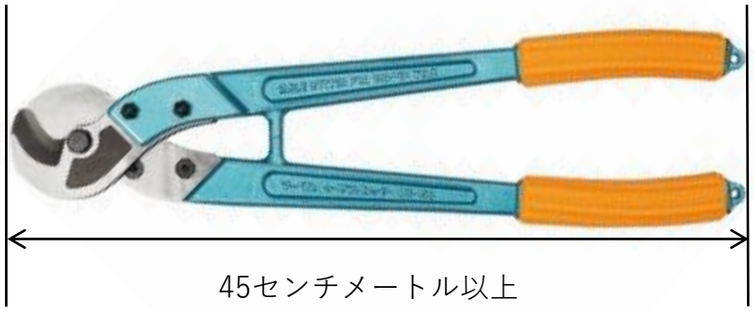
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案（概要）

指定金属切断工具（本則関係）

ケーブルカッター（次のいずれかに該当するもの）

長さが45センチメートル以上のもの



（画像：株式会社マーベル）

ラチェット機構（※）を備えているもの

※回転式の刃体と他の部品とをかみ合わせることにより、当該刃体を特定の方向にのみ回転させる機構



（画像：株式会社マーベル）

刃体を駆動させるための**電気装置**又は**油圧装置**を備えているもの



（画像：マクセルイズミ株式会社）

ボルトクリッパー（次のいずれかに該当するもの）

長さが75センチメートル以上のもの



（画像：株式会社ロブテックス）

刃体を駆動させるための**電気装置**又は**油圧装置**を備えているもの



（画像：株式会社アーム産業）

※　写真は、規制対象となる工具の例

施行期日（附則関係）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和７年９月１日）